

学会関係者各位

## 民事再生申立・保全管理命令のお知らせとお詫び

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、突然のことで誠に恐縮ですが、財団法人日本学会事務センターは、平成16年8月6日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を致しました。しかしながら、8月9日に、同地方裁判所は民事再生手続申立を棄却し、同日、保全管理命令が発令されるに至りました。

保全管理命令が発令されたことにより、当センターの管理処分権は全て裁判所から選任された保全管理人に移り、当面、当センターの保有・占有する資産は逸出することのないように保全管理人によって管理されることとなります。

このような事態になりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

現在、保全管理人において、当センターの資産及び業務の掌握を進めており、皆様からお預かりしております各学会名義の預金通帳、印鑑につきましては、保全管理人による確認作業が終わり次第、保全管理人から皆様に返却させて頂く予定ですので、今暫くのご猶予を頂きたくお願い申し上げます。

直近の学会・小委員会等に関わる業務につきましては、出来る限り支障を生じないような措置を裁判所及び保全管理人にお願いしてございますので、結論が出ましたならば各担当者を通じてご連絡差し上げます。

また、会費につきましては送金を停止されたく、お願い申し上げます。

以上のとおり、取り急ぎ、現状の概略をご報告致しますが、改めて皆様に民事再生手続申立に至った経緯及びお詫びをさせて頂き、併せて今後の手続についてご説明を差し上げたく、下記のとおり、説明会を開催させて頂きたいと存じます。

### 記

日 時 平成16年8月17日（火） 午後3時  
場 所 東京厚生年金会館ウエルシティ東京（通称「新宿厚生年金会館」）  
東京都新宿区新宿5-3-1  
（電話 03-3356-1111）  
地下一階 ロイヤルホール

なお、誠に恐縮ですが、会場の関係により各学会様につき出席は1名様のみでお願い致します。

皆様には多大なご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。重ねてお詫び申し上げます。

敬具

平成16年8月10日

財団法人日本学会事務センター

理 事 長 光 岡 知 足

民事再生申立代理人

弁 護 士 小 田 修 司

同 松 田 大 介

同 伊 藤 信 彦